試験地　姫路
SM6611105 SM6611128

試験地　松江
SM7310902

試験地　岡山
SM7110503 SM7110507 SM7110517 SM7110538

試験地　福山
SM7510701

試験地　広島
SM7011803 SM7011809 SM7011834

試験地　徳島
SM8110705

試験地　高松
SM8010905 SM8010908 SM8010917 SM8010919 SM8010920

SM8010934

試験地　北九州
SM9710805 SM9710807

試験地　福岡
SM9013505 SM9013516 SM9013517 SM9013522 SM9013525

SM9013530

試験地　佐賀
SM9110803

試験地　熊本
SM9311302

試験地　那覇
SM9911401 SM9911402 SM9911408 SM9911409

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１１１１２号
東京都葛飾区堀切７丁目４－９
債務者　関根　　努
1　決定年月日時　平成27年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１１３５号
神奈川県川崎市宮前区馬絹1785―11―201
債務者　田口　佳奈
1　決定年月日時　平成27年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１１４０号
東京都青梅市友田町４丁目74―207
債務者　高城　　望
1　決定年月日時　平成27年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１１４６号
東京都小平市小川東町４丁目３－１－1111
債務者　西川喜久子
1　決定年月日時　平成28年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１１５１号
東京都江戸川区東葛西８丁目31－６－303
債務者　岡村亜希子
1　決定年月日時　平成27年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１１６７号
東京都中野区弥生町３丁目14―１―203
債務者　荒牧美乃里
1　決定年月日時　平成27年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１１７１号
東京都荒川区西尾久１丁目12―５―604
債務者　大久保福子（旧姓押井）
1　決定年月日時　平成28年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１２４８号
東京都練馬区上石神井１丁目23－４－901
債務者　角田　純一
1　決定年月日時　平成28年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１２５０号
東京都足立区弘道１丁目18―１―102
債務者　中川美枝子
1　決定年月日時　平成27年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１２５１号
東京都板橋区志村３丁目９－４―207
債務者　望月　廣美
1　決定年月日時　平成28年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１２５４号
東京都大田区大森北３丁目19―１―405
債務者　川畑　　咲
1　決定年月日時　平成27年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部